

E i w a N e w s

従業員等出張旅費等特例の取り扱いと令和7年分の路線価

令和7年7月
(No. 240)

消費税インボイス制度において帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる特例のうち、特に従業員等出張旅費等特例を適用している会社が多いかと思われます。そこで今回は従業員等出張旅費等特例の取り扱い、および7月1日に公表された令和7年分の路線価についてご紹介します。

[1] 従業員等出張旅費等特例

(1) 概要

適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされますが、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等については、通常必要な記載事項に加え、従業員等出張旅費等特例を適用していることがわかる旨（出張旅費、宿泊費など）を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

(2) 特例の対象となる出張旅費等の範囲

従業員等に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、「その旅行に通常必要であると認められる部分」

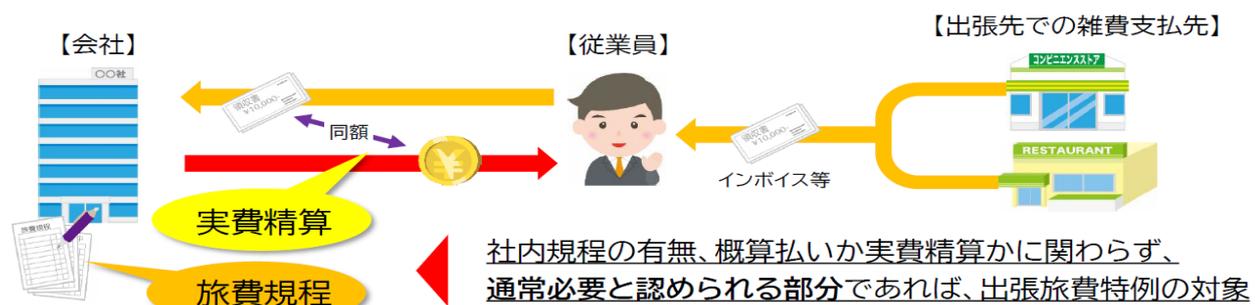
※「その旅行に通常必要であると認められる部分」とは、所得税基本通達 9-3 に基づき判定し、所得税が非課税となる部分をいいます。

なお、特定の者にのみ支給するものや業務に必要なもの、通常必要であると認められる部分をを超える部分のものについては、従業員等に対する給与として仕入税額控除の対象外となります。

また、従業員等以外へ支払うものや法人が役務提供先へ直接支払うものについては、当該特例の適用はできないため、原則、適格請求書等の保存が必要となります。

(3) 実費精算の出張旅費等

従業員等に支給する出張旅費等は、社内の旅費規程や基準の有無、概算払いか実費精算かに関わらず、通常必要であると認められる部分であれば、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。



[2] 令和7年分の路線価公表

路線価は、各国税局が算定する1平方メートル当たりの土地の評価額をいい、相続税や贈与税を計算する上で必要な指標です。

また、これは一般的に実際の取引価格の8割程度であると言われていています。

主な都市部の最高路線価は以下の通りです。

全国の最高路線価地点は、40年連続で東京都中央区銀座5丁目銀座中央通り（鳩居堂前）で1平方メートル当たり4,808万円、3年連続での上昇（前年比384万円増）となりました。

都道府県庁所在都市の最高路線価は、さいたま、千葉、京都をはじめとする35都市で上昇となり、前年より上昇した都市が2都市減少しました。

(1㎡当たり)

最高路線価の所在地	最高路線価		対前年変動率	
	令和7年分	令和6年分	令和7年分	令和6年分
	千円	千円	%	%
札幌(中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り)	7,740	7,280	6.3	9.0
仙台(青葉区中央1丁目 青葉通り)	3,700	3,630	1.9	4.6
さいたま(大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前ロータリー)	5,920	5,290	11.9	11.4
千葉(中央区富士見2丁目 千葉駅東口駅前広場)	2,480	2,230	11.2	14.9
東京(中央区銀座5丁目 銀座中央通り)	48,080	44,240	8.7	3.6
横浜(西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り)	17,200	16,960	1.4	1.0
名古屋(中村区名駅1丁目 名駅通り)	12,880	12,880	0.0	0.6
京都(下京区四条通寺町東入2丁目御旅町 四条通)	8,320	7,520	10.6	7.9
大阪(北区角田町 御堂筋)	20,880	20,240	3.2	5.4
神戸(中央区三宮町1丁目 三宮センター街)	5,840	5,320	9.8	6.4
広島(中区胡町 相生通り)	3,710	3,570	3.9	5.3
福岡(中央区天神2丁目 渡辺通り)	9,680	9,440	2.5	4.4
熊本(中央区手取本町 下通りアーケード)	2,100	2,060	1.9	1.0

全国の路線価は、平成30年分から令和7年分につき、国税庁ホームページの『財産評価基準書路線価図・評価倍率表』のページ(<https://www.rosenka.nta.go.jp>)で、閲覧することができます。

また、令和7年分の路線価によるご自宅や会社の土地等の評価額については、弊事務所の担当者にお気軽にお問い合わせください。